

『大規模水災時の立会調査制度』について

共栄プロクラブ本部事務局
(共栄火災 営業統括部)



1. KPC会員の単独立会調査について

今般、近年の自然災害多発および規模の大型化を受け、お客さまへの迅速な保険金支払いを目指すことを目的に、共栄プロクラブ（以下KPC）を対象とした「大規模水災時の立会調査制度」を立ち上げることとなりました。

損害保険業界では、2011年の東日本大震災以降、大規模地震が発生した場合、保険金の早期お支払いを実現するため、一定の対象案件については現場立会だけでなく、お客さまの自己申告に基づく損害確認（以下、「書面による確認」）を導入しています。

また、あわせて、さらなる保険金の早期お支払いを実現するため、書面による確認の対象案件について、募集者の皆様のご協力を得て迅速に損害サービス対応を行う取扱い（「代理店サポート」）を導入しています。

弊社では、大規模地震と同様の制度を、水災発生時においてもKPC会員の皆様のご協力をいただき、立会調査を行っていただく新たな制度を立ち上げることとなりましたので、ご案内申し上げます。

2. 制度概要

- 制度名 大規模水災時の立会調査制度
- 対象代理店 共栄プロクラブ（KPC）の正会員
 ※本制度を希望される場合は事故調査に関する研修を事前に受講していただきます。
- 対象種目 個人用火災総合保険（再調達（評価済））
- 対象事故 水災
 ※KPC会員自身の契約者に限定し、対象事故は共栄火災が選定します。
- 実施業務

 - ①「水災調査報告書」の作成
 - ②「写真」の撮影
 - ③「保険金請求書」の受領
- 費用 1 物件あたり3,000円（税込み）の定額払い
 ※写真代、交通費、通信費、その他諸雑費を含む費用の対価です。
 ※1物件において、建物、家財の両方の確認を行った場合は、あわせて1物件とカウントします。

2. 制度概要

事前研修について

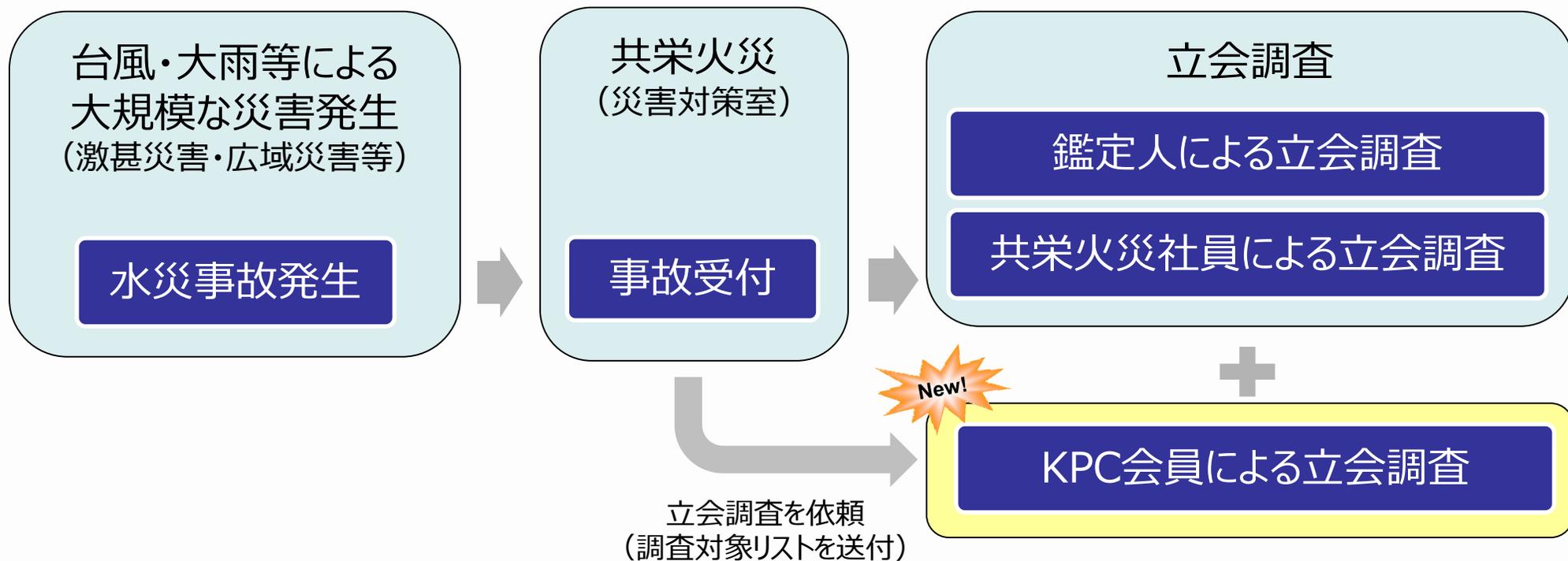
- 本制度を希望される場合は、事故調査に関する研修（webもしくは研修用動画）を事前に受講していただきます。
- 研修後は、研修受講報告書を共栄火災営業統括部代理店推進グループ（KPC本部事務局）にEメールにて報告いただきます。
- 研修受講報告書の提出がない場合は、本制度にご参加いただけませんのでご注意ください。

研修受講報告書

共栄クラブ「大規模水災時の立会調査制度」研修の受講報告書について	
<p>「大規模水災時の立会調査制度」の研修を受講いただき、ありがとうございます。 以下の確認内容にチェックをしていただき、Eメールにて送付をお願いいたします。 ※複数名受講した場合は、「受講者名」欄に連名で記載をお願いします。 ※報告書の原本は、代理店内で保管をお願いします。 ※取得した個人情報につきましては、本制度以外に使用いたしません。</p>	
<p>共栄火災 営業統括部 代理店推進グループ 御中 (Eメール: g_da_ir_iten@kyoei-kasai.co.jp) (電話: 03-3504-0465)</p>	
<p>「大規模水災時の立会調査制度」 研修受講報告書</p>	
<p>報告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	
代理店名	_____
受講者名	_____
受講日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
連絡先(携帯)	_____
Eメール	_____
代理店住所	_____ 千
<p>「大規模水災時の立会調査制度」研修について、以下のとおり確認しましたので報告します。</p>	
内容	確認
(1) 水災事故で損害保険金をお支払いする場合について、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
(2) 浸水高の測定方法について、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
(3) 損害割合簡易基準早見表による支払保険金算出手順（簡易査定）について、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
(4) 立会調査の流れについて、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
(5) 「水災調査報告書」「家財損害明細シート」について、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
(6) 提出書類について、ご理解いただけましたか。	はい・いいえ
<p>以上</p>	

3. 制度イメージ

- KPC会員による立会調査のイメージは以下の通りです。
- 立会調査は、原則、鑑定人および共栄火災社員が実施しますが、大規模災害が発生した場合は多数の保険金請求が見込まれることから、KPC会員の皆様にご協力いただき、迅速な保険金支払いを目指します。
- 立会調査を行っていただく案件は共栄火災が選定し、依頼させていただきます。



4. 立会調査の前提

■ 単独立会調査の前提

- (1) 対応する案件は、木造で平屋・2階建とします。
対応する保険種目は、「個人用火災総合保険(再調達(評価済))」とします。
- (2) 建物の支払額を「損害割合簡易基準早見表」による簡易査定で算出する場合は、修理見積書の取得は行いません。
※ただし、お客さまが修理見積書による対応を希望された場合は、修理見積書の提出を依頼します。
- (3) 家財の場合、「家財損害明細シート」の作成を依頼します。
- (4) 立会調査時に保険金請求書を手交し、可能であればその場で入手します。
- (5) 立会調査を実施した案件は、立会調査員が支払保険金の算出を行い、対策室の指示のもとお客さまに架電し支払保険金の説明(協定)を行います。

5. 制度内容および流れ

立会調査については、共栄火災・災害対策室の依頼に基づき実施していただきます。

準備

- 立会調査対象の案件を災害対策室（共栄火災火災新種損害サービス課）から受け入れます。
- KITねっとの契約照会画面で、契約内容等を確認します。
- 契約者に立会調査日のアポイントをとります。

訪問

写真撮影

- 写真撮影は、最初に「表札」、「住所表示」、「郵便受」などの、契約者・被保険者と同一の所有者（居住者）であることがわかる箇所を撮影します。
- 浸水高の一番高い箇所を聴取し、メジャーをあて撮影をします。
- 浸水被害を被っている部屋全体を撮影します。また浸水被害を被っている部屋だけでなく、建物全景を引きで撮影します。
- 家財が保険の対象となっている場合、残っている被害品や被害品があった場所を撮影します。

訪問

書類作成

- 現場の被害状況を確認のうえ、損害割合簡易基準早見表を使用し、「水災調査報告書」を作成します。
- 保険金請求書は可能な限り立会調査時に回収します。回収できない場合は、「返信用封筒」に事故番号を記入して手交します。
- 家財については、損害割合簡易基準早見表での評価は行わず、お客さまの申告を基に支払保険金を算出するため、「家財損害明細シート」および「返信用封筒」を手交します。

提出

- 「写真」「水災調査報告書」「保険金請求書」「その他必要書類」「費用明細表」を共栄火災（損害サービス課・災害対策室）に提出します。
- 調査内容について共栄火災（損害サービス課・災害対策室）にて確認後、内容がOKとなった案件については、損害割合簡易基準早見表による保険金算出（簡易査定）の内容をお客さまに説明し、支払保険金の協定を行います（お客様から簡易査定のご了承をいただけなかった場合は、復旧にかかる見積書の送付を依頼してください）。

支払

- 「写真」「水災調査報告書」「保険金請求書」「その他必要書類」「費用明細表」が必須の提出書類となり、これらの提出に基づき、1件あたり3,000円(税込み)を代理店にお支払いします。
- 家財の請求がある場合は「家財損害明細シート」、簡易査定にご了承いただけなかった場合は「復旧にかかる見積書」もあわせて提出してください。

6. 立会調査時に持っていくもの

立会調査時に持っていくもの

- ・事故受付票、KITねっと契約内容照会画面(事故日時点の契約内容)
- ・水災調査報告書(確認、調査内容を記載する用紙)
- ・損害割合簡易基準早見表
- ・保険金請求書
(汎用の「保険金請求書(青)」、災害用の簡易な白色「保険金請求書」、いずれでもかまいません)
- ・家財損害明細シート(家財が保険の対象となっている場合)
- ・返信用封筒
(代理店宛のものをお渡しいただくか、対策室から対策室宛返信用封筒を取得してください)
- ・筆記用具等、文具全般
- ・浸水高を測定するためのメジャー
- ・カメラ(他撮影機器での代替でも可能です)

7. 帳票

水災調査報告書

調査日 R 年 月 日

水災調査報告書（簡易査定 木造建物用） 代理店名 _____

整理番号 _____ 事故番号 _____ 代理店確認者名 _____

建物
 事故日時 R 年 月 日 契約者名 _____
 構造 木造 被保険者名 _____
 床面積比 平屋建 2階建 5:5 2階建 6:3 2階建 7:3 家財の補償がある場合 被害なし 家財損害申告書
 用法 専用住宅 店舗併用住宅 他保険契約 無し 有り 他社電話番号 _____
 約款区分 1:再調達（評価済） 他保険契約がある場合 他社名 _____ 他社担当者名 _____
 保険金額 _____ 千円 保険価額（新価評価額） _____ 千円

損害割合の算出欄
 浸水深さ 1階部か2階部のいずれか片方記入してください。 2階部以上 地盤面から計測した場合は45cm差し引いた数値を入力してください。
 床上浸水深さ（1階部まで） 1階部 _____ cm 計測箇所 _____ 例：1階居間
 床上浸水深さ（2階部以上） 2階部 _____ cm 早見表による損害割合 _____ %

保険金額算出欄
 ①損害保険金 新価評価額 _____ 円 × 早見表による損害割合 _____ % = 損害額 _____ 円
 損害額と保険金額のうち小さい額 自己負担金 _____ 円 全損のときは引きません ① _____ 円
 ②臨時費用保険金 補償あり 補償なし 支払限度額 _____ 万円
 ①で算出した損害保険金 支払割合 _____ % = ② _____ 円
 ③残存物取片付費用保険金 補償あり 補償なし
 支払限度額計算
 ①で算出した損害保険金 _____ 円 × 支払割合 10 % = 支払限度額 _____ 円
 (1)簡易算定で支払う場合 支払割合 _____ % = _____ 円
 (2)実費を支払う場合（処分費用裏付け書類が必要です） _____ 円
 (3)現時点取片づけ費用等の実費が発生していないことを確認のうえ、後日実費が発生した場合は「追加請求可能」であることを併せて説明済 ③ _____ 円
 ①+②+③ 支払保険金 _____ 円

代理店からお客様への伝言 _____ 記載されない場合は「別紙あり」と記載して連絡事項メモを併せてください

共済火災確認者 _____ 月 日 印 _____ 代理店金額案内・協定日 _____ 代理店金額案内相手 _____ 被保険者・(_____)

共済火災からの連絡欄 不備書類があります（ _____ ）
 資格設定があり承認の手続きの関係で支払までに1か月前後かかる旨被保険者に伝えてください。手続きは共済火災で行います。

家財損害明細シート

作成日 _____ 年 月 日

家財損害明細シート 氏名 _____

該当に○を付けてください。
 家財収容建物は、(賃貸・持ち家)です。

この用紙は、どのような家財に被害があったかを申告していただくものです。
 おもな家財をリストアップして、標準的な単価を表示しています。被害にあった家財について被害数量欄に個数を記入してください。
 標準単価が、被害にあった家財と同等のものを1つ購入する価格と合わない場合は、同等品価格欄に記入をお願いします。

区分	No.	品目	標準単価	同等品価格単価	被害数量	備考
①家具・インテリア類	1	食器棚	70 000円	000 円		
	2	サイドボード	53 000円	000 円		
	3	座卓	28 000円	000 円		
	4	座イス	11 000円	000 円		
	5	マガジンラック	5 000円	000 円		
	6	本箱、本棚	16 000円	000 円		
	7	書斎机・イス	32 000円	000 円		
	8	学習机・イス	72 000円	000 円		
	9	パソコンラック・イス	11 000円	000 円		
	10	電気スタンド	16 000円	000 円		
	11	ベッド	49 000円	000 円		
	12	鏡台・ドレッサー	53 000円	000 円		
	13	金庫	32 000円	000 円		
	14	カーテン	4 000円	000 円		
	15	マット類（玄関マットなど）	5 000円	000 円		
	16	掛け時計／置き時計（目覚まし時計を含む）	5 000円	000 円		
	17	花器・花瓶	17 000円	000 円		
	18	くずかご	2 000円	000 円		
	19	傘立て	8 000円	000 円		
	20	消火器	11 000円	000 円		
	21	非常用防災袋	11 000円	000 円		
	22	洋服ダンス・整理ダンス(1点で10万円未満)	65 000円	000 円		
	23	和ダンス	168 000円	000 円		
	24	広接セット	178 000円	000 円		
	25	食堂セット(食卓テーブル、イス)	98 000円	000 円		
	26	仏壇・仏具	530 000円	000 円		
	27	間仕切り家具	76 000円	000 円		
	28	じゅうたん・カーペット	51 000円	000 円		
	29	五月人形、鯉のぼりなど	一式144 000円	000 円		合計額で記入
	30	ひな人形、ひな飾りなど	一式171 000円	000 円		合計額で記入
	31	福祉用品一式(車椅子、電動介護ベッドなど)	一式190 000円	000 円		合計額で記入
	32	絵画、ポスター(1点で30万円以下のもの)	34 000円	000 円		
	33	書画骨董(1点で30万円以下のもの)	54 000円	000 円		
	34	その他置物・美術品(1点30万円以下のもの)	40 000円	000 円		
	38	バイク(125CC以下)	100-300 000円	000 円		
	40	電動自転車	126 000円	000 円		

7. 帳票

調査費用明細表

番号	調査日	証券番号	被保険者名
1		(建物) (家財)	(建物) (家財)
2		(建物) (家財)	(建物) (家財)
3		(建物) (家財)	(建物) (家財)
4		(建物) (家財)	(建物) (家財)
5		(建物) (家財)	(建物) (家財)
6		(建物) (家財)	(建物) (家財)
7		(建物) (家財)	(建物) (家財)
8		(建物) (家財)	(建物) (家財)
9		(建物) (家財)	(建物) (家財)
10		(建物) (家財)	(建物) (家財)

(注)一つの調査物件において、建物、家財の両方が対象の場合は、あわせて1物件とカウントします。

請求書

共栄火災海上保険株式会社 御中

受取者名 _____
受取人氏名 _____

下記のとおりご請求申し上げます。

至 _____
(美施物件数 件×単価 3,000円)

お振込口座 (銀行・支店名) _____ 銀行 _____ 支店 _____
(口座番号) 普通・当座 _____
(口座名義) _____

以上

